

**青梅市公園条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

公園利用者等の利便性の向上ならびに長時間駐車抑制および受益と負担の適正化を図ることを目的として、釜の淵公園駒木駐車場の利用を有料にしたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市公園条例の一部を改正する条例**

青梅市公園条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

釜の淵公園大柳 駐車場	自動車（2輪のもの（側車付き ものを除く。）を除く。）1時 間（1時間に満たない場合は、 1時間とする。）ごとに100円	1台当たり
----------------	---	-------

」を

「

釜の淵公園大柳 駐車場	自動車（2輪のもの（側車付き ものを除く。）を除く。）1時 間（1時間に満たない場合は、 1時間とする。）ごとに100円	1台当たり
釜の淵公園駒木 駐車場		

」に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。